

一般社団法人日本泌尿器内視鏡学会 会費規則

本会は、定款第7条の規定にもとづき、会員の会費規定を次のとおり定める。

第1条 会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 10,000 円
- (2) 賛助会費 年額 50,000 円
- (3) 名誉会員、国際名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- (4) 施設会員 年額 10,000 円

第2条 会費の納入は、年1回とし、毎年度12月末日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に会費を納入するものとする。

第3条 この規則を改正する場合には、理事会及び代議員総会の議決を得なければならない。

附 則

本規定は、一般社団法人日本泌尿器内視鏡学会定款の施行の日から施行し、平成27年度会費から適用する。